

平成29年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成29年5月23日（火）午後3時00分～午後4時30分

場 所 長崎地方裁判所

テ ー マ 犯罪被害者の保護について

出 席 者

（委員） 岡田馨之朗，小林喜平太，小松本卓，重富範孝，田淵徹郎，手塚
堅太郎，増田隆久（委員長），松本祐明，森本精一，吉田ゆり（五
十音順，敬称略）

（説明者） 小松本卓委員，宇佐美刑事次席書記官

（事務担当者） 江頭事務局長，吉竹民事首席書記官，徳島刑事首席書記官，後藤
総務課長

議 事 要 領

第1 開会

第2 新委員紹介

第3 委員長選任

委員長に，増田委員（長崎地方裁判所長）を選出した。

第4 議事

1 テーマについての説明

2 ビデオリンクによる模擬証人尋問

3 模擬遮へい

4 意見交換

（以下，発言者は，□：委員長，○：委員，■：説明者と表示）

○ 被害者参加制度の利用申出があり，それが認められなかった事例はあるの
か。

■ 現在までのところ，長崎地裁において被害者参加申出を不許可としたケー
スは記憶にない。

- ビデオリンクの証人側のモニターにはどのような画面が映っているのか。
- モニターには親画面と子画面があり，法廷側のモニターには，親画面に証人の様子を，子画面に法廷の様子を映し出しているが，証人側のモニターには法廷の質問者が映っている。
- 被告人の顔は証人に見えるのか。
- 被告人の顔はカメラに映り込まないようにしている。
- 被告人が法廷で大声を出すなどした場合，証人は別室にいたとしてもプレッシャーを感じると思うがいかがか。
- 法廷側から音声を遮断できるようになっている。
- 証人の声の特徴的な場合，音声だけでも証人が特定されてしまう可能性はないか。テレビ番組のように音声を変えることは考えていないのか。
- 制度として音声を変えるような仕組みはない。証拠はそのまま法廷で再現するのが原則であり，その上でビデオリンクや遮への措置を採りながら被害者配慮をしているところである。また，声を変えてしまうと，本来伝わるべきものが伝わらないこともある。
- 証人の証言から心証を取る場合は，表情や声の調子なども含めて心証を取ることになるので，音声を変えてしまうと証拠が別のものになってしまう感じで十分な心証が取れなくなる。
- 法廷側から音声を遮断することができるとのことだが，その取扱いは以前から行っているのか。
- ビデオリンクの制度開始時から行っている。実際に，暴力的で大声を出すような被告人の事件のときに，音声を途中で遮断したことがある。
- 証人として積極的に証言したいという人は増えているのか。
- 法廷で証言しなければいけないのかと言われる方のほうが多い。ただ，遮へいやビデオリンクのことを説明すると，じゃあ，証言しようかなという方はいる。

- 証人尋問で直接証言を聞く場合と供述を書面で出す場合とで違いはあるのか。
- 証人尋問だと実際に体験した人の声で証言してもらうので、臨場感が出てくるというメリットは確かにある。一方で、しり込みされる方もいるであろうし、事件が性犯罪などになってくれば、法廷に出てくること自体を苦痛に感じる人も当然いると思われるので、そのような点は配慮しながら、できる限り書面で終わらせるという扱いもしている。
- ただ、書面については、制度的に訴訟関係人の同意がないと証拠にできないので、裁判所だけでコントロールできるものではない。法曹関係の委員の方のご意見はいかがか。
- 裁判員裁判の場合、やはり証人の方の負担はあると思うが、裁判員のためには証言してもらったほうが分かりやすいと思う。裁判員裁判以外であれば、争いがなければ書面での取調べに同意することが多いと思う。
- 弁護人のお考えにもよるが、そういう配慮を重視される方と、真実探求のためには法廷で証言してもらう必要があると考える方の両方がいらっしゃると思われる。
- さきほども話があったが、犯人が証人の声を覚えていることもあるかもしれない。
- 音声を変えるだけでも証人は話しやすくなると思う。仮に音声を変えても、証人が証言しているという事実は、別の何かで証明できるのではないか。
- 話の中身は分かると思うが、声が変わることで話し方の抑揚なども変わってくるし、そういうところも判断する側は見ている。弁護人などは、その抑揚などから証人の言っていることはおかしいんじゃないかと思うきっかけにもなるであろうから、そこで声を変えてしまうと、裁判自体が間違った方向に行く危険もはらんでいる。
- 以前、性犯罪被害者の方が法廷で証言するかしないかを悩まれたときに、

カウンセリングを担当したことがあったが、被告人と同じ場所にいることや被告人の声を聴くことを考えただけでフラッシュバックを起こし、それが怖くて証言したくないという方もおられた。本日見せてもらったビデオリンクや遮へいの措置などの選択肢があるのは大きいと思う。被害者の負担軽減にも大きく寄与していると感じ、大変勉強になった。

- 本日はビデオリンクでの証人尋問の手続をご覧いただいたが、証人尋問自体を公判期日ではなく公判準備として行えば、傍聴人がいない状態で尋問ができる。場合によっては、被告人に一旦席を外してもらって証人尋問をすることもある。ただし、これはよほど被告人が危険な人だといったような場合に限られるが、リスクの大きさによって手続の選択を行っていくことになる。
- ビデオリンクに関しては、今後、裁判が行われている裁判所まで出向くことなく、最寄りの裁判所に出頭してもらって、そこで証言することができることだが、それは全国の裁判所で可能なのか。
- 機械が整備されることが前提となるが、今後は全国の裁判所で可能になっていく予定である。
- 被害者参加として、被害者遺族が証言することは増えているのか。
- 多くなっているという印象はないが、常に一定程度の割合であるという感じである。被害者遺族の方から言いたいという人もいれば、被告人の顔を見たくないという人もいると思われる。
- 遮へいの措置について、法廷に訴訟関係者や傍聴人が既にいる状態で、証人が入廷していたが、逆の発想として、証人を先に入廷させておいて、訴訟関係者や傍聴人が後から入ることはできないのか。
- おっしゃるとおり、証人に先に入廷していただいて、その後、遮へいをして、傍聴人を後から入廷させるという運用もある。ただ、一回の期日で複数の証人尋問を行うなど時間的余裕がないときには、本日のようなやり方を取らざるを得ない。

□ 多数のご意見ご感想をいただきありがとうございました。

第5 次回期日及び協議テーマについて

1 次回期日

平成30年2月20日（火）午後1時30分

2 次回協議テーマ

不動産競売の実情と課題について